

宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱

(令和元年 8 月 7 日 経済局長決裁)

(目的)

第 1 条 移住を希望する者の移住経費の負担を軽減し地域の企業等の人材確保等に資することを目的として、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市へ移住する者が移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、宮城県が定める移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 永住者 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号による別表第 2 に規定されている者。
- (2) 日本人の配偶者等 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号による別表第 2 に規定されている者。
- (3) 永住者の配偶者等 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号による別表第 2 に規定されている者。
- (4) 定住者 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号による別表第 2 に規定されている者。
- (5) 特別永住者 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 3 条から第 5 条までの規定により在留資格を有する者。

(対象者要件)

第 3 条 支援金の対象となる者は、申請時において、次の第 1 号から第 9 号、第 12 号のいずれの要件にも該当し、世帯の申請をする場合にあっては第 10 号の要件も満たす者とし、18 歳未満の世帯員の加算を申請する場合は第 11 号の要件も満たす者とする。

- (1) 県実施要領第 5 の 1 (1) ① (ア) に該当すること。
- (2) 県実施要領第 5 の 1 (1) ② (ア) 及び⑤による申請の場合は、平成 31 年 4 月 1 日以降に、② (イ) 及び③による申請の場合は、令和 3 年 4 月 1 日以降に、④による申請の場合は、令和 7 年 4 月 1 日以降にそれぞれ本市へ転入すること。
- (3) 支援金の申請時において、本市内に住所を有し、転入後 1 年以内であること。
- (4) 本市に支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶

者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (7) 県実施要領第5の1(1)の②、③、④及び⑤のいずれかに該当すること。
- (8) 市税の滞納がないこと。
- (9) 申請者は、(第10号の世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも)、過去10年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や、過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、18歳以上となり、また当該申請時から5年以上経過し、本市及び宮城県が認める場合を除く。
- (10) 世帯向けの金額を申請する場合にあつては、県実施要領第5の1(1)①(エ)に該当すること。
- (11) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合にあつては、県実施要領第5の1(1)①(オ)に該当すること。
- (12) その他本市及び宮城県が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

2 前項第7号の④の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農林水産業に就業する者。
- (2) 家業を継承する者。
- (3) 就業先の法人が行う求人へ応募する前に、首都圏において開催される本市が指定するUIJターン促進イベントに現地参加し、当該法人に就業する者。

3 前項第1号及び第2号の対象となる者は、次の各号すべてを満たすものとする。

- (1) もっぱら自家消費を目的としないこと。
- (2) 支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意志を有していること。
- (3) 転勤、出向、出張、研修等によるものではなく、自己の意思によること。

4 第2項第3号の対象となる者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に在職していること。
- (2) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意志を有していること。
- (3) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

5 第2項第3号の法人とは、次の各号のすべてを満たす法人とする。

- (1) 本市内に本社・本店を有する企業、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、商工会議所、商工会または商店街振興組合であること。
- (2) 県実施要領第5の2(1)①(ア)に規定する産業分野に位置づけられること。
- (3) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であつて、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であつて、市長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)、みなし大企業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業者、暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する法人、公法人及び第三セクターではないこと。

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第1項第8号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取り扱い)

第5条 第3条第1項第8号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、都市計画税とする。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、世帯区分に応じ次の各号に定める額とする。

- (1) 世帯での移住の場合 1,000,000 円
- (2) 単身での移住の場合 600,000 円
- (3) 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算額（18歳未満の世帯員一人につき） 1,000,000 円

(支援金の申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、転入後1年以内に、次の各号に定める書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 全員が提出必須の書類
 - ア 宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付申請兼実績報告書（様式第1号）
 - イ 写真付き身分証明書の写し
 - ウ 本市の住民票の写し（発行後3か月を経過しないものに限る。世帯での移住の場合は、世帯全員を確認できるもの。）
 - エ 移住元での住所地及び在住期間を確認できる書類（世帯での移住の場合は、世帯全員を確認できるもの。）
- (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた者のみ提出が必要な書類
 - ア 東京23区での通勤地、通勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（勤務していた企業等の就業証明書等）
- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
 - ア 東京23区での通勤地、通勤期間を確認できる書類（開業届出済証明書等）
- (4) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する場合のみ提出が必要な書類
 - ア 在学期間や卒業校を確認できる書類（卒業証明書等）
 - イ 東京23区での通勤地、通勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（勤務していた企業等の就業証明書等）
- (5) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合に必要な書類

- ア 移住元の住民票の除票の写し（ただし転入時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し）
- (6) 就職に関する要件の申請者のみ提出が必要な書類
 - ア 就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第2-1号）
- (7) テレワークに関する要件の申請者のみ提出が必要な書類
 - ア 就業証明書（移住支援金の申請用）※テレワーク用（様式第2-2号）
- (8) 本事業における関係人口に関する要件の申請者のみ必要な書類
 - ア 就業証明書（移住支援金の申請用）※関係人口用（様式第2-3号）
- (9) 支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ア 起業支援金の交付決定通知書の写し
- (10) 申請者が第3条第1項第6号に規定する外国人である場合に提出が必要な書類
 - ア 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者においては、出入国管理及び難民認定法の第19条の3の規定に基づき出入国在留管理庁長官が交付する在留カードの写し
 - イ 特別永住者においては、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の第7条の規定に基づき出入国在留管理庁長官が交付する特別永住者証明書の写し

（交付の決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容について審査を行った上で、支援金の交付の可否決定及び額を確定し、申請者あて宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付決定兼額の確定通知書（様式第3号）により、通知する。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から14日を経過した日までに宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付申請取下書（様式第4号）により行うものとする。

（支援金の請求及び交付）

- 第10条 支援金の交付決定通知を受けた者が支援金の請求をしようとするときは、宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付請求書（様式第5号）を請求者名義の預金口座が確認できる書類の写しを添付の上、速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による支援金の請求があった場合はその内容を審査し、適正であると認めるときには、支援金を交付するものとする。
- 3 支援金は、全額を一括で交付する。

（交付の決定の取消し及び返還請求）

第11条 市長は、第8条の規定により支援金の交付の決定の通知を受けた者が次の各

号のいずれかに該当すると認められるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するとともに、宮城県移住支援事業に係る移住支援金の返還請求書（様式第 7 号）により、期限を定めて、返還を請求するものとする。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき
- イ 支援金の申請日から 3 年未満に宮城県外に転出した場合
- ウ （就業の場合のみ）支援金の申請日から 1 年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

- ア 支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に宮城県外に転出した場合

(支援金の返還免除)

第 12 条 前条第 1 号イからエ及び第 2 号に掲げる要件に該当し、支援金を返還しなければならない受給者が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、交付した支援金の全部の返還を免除することができる。

- 2 前項の規定により、支援金の返還免除を希望する者は、宮城県移住支援事業に係る移住支援金返還免除申請書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を宮城県移住支援事業に係る移住支援金返還免除可否決定通知書（様式第 9 号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により支援金の返還免除を認めなかった場合において、宮城県移住支援事業に係る移住支援金の返還請求書（様式第 7 号）により、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第 13 条 第 11 条に掲げる要件に該当し支援金の返還請求を受けた者は、規則第 18 条に基づく加算金及び遅延損害金（納期日までに納付しなかった場合）を納付しなければならない。ただし、第 11 条第 1 号イからエ及び第 2 号に掲げる要件に該当した受給者が、雇用企業の倒産、災害、病気、その他受給者の責に帰することができない場合等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、加算金及び遅延損害金の納付を免除することができる。

(住所変更の届出)

第 14 条 支援金の申請日から 5 年以内に他の市町村へ転出するときは、宮城県移住支援事業に係る住所変更届（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

(立入調査等)

第 15 条 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、支援金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告や資料の提出を求め、又は本市職員に関係する場所への立入調査を行わせ、若しくは関係者に質問させるものとする。

(書類の整備)

第 16 条 支援金の受給者は、本事業に係る申請、通知等の書類を整備し、かつ支援金の申請日から 5 年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 8 月 9 日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和元年 12 月 27 日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、第 13 条を除く各条は、令和 7 年度以降に申請された支援金に適用し、第 13 条は令和 7 年度以降に決定する加算金及び遅延損害金に適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 7 月 1 日から施行し、第 3 条第 5 項第 3 号の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以降になされた交付申請から適用することとし、それ以前については、なお従前の例による。